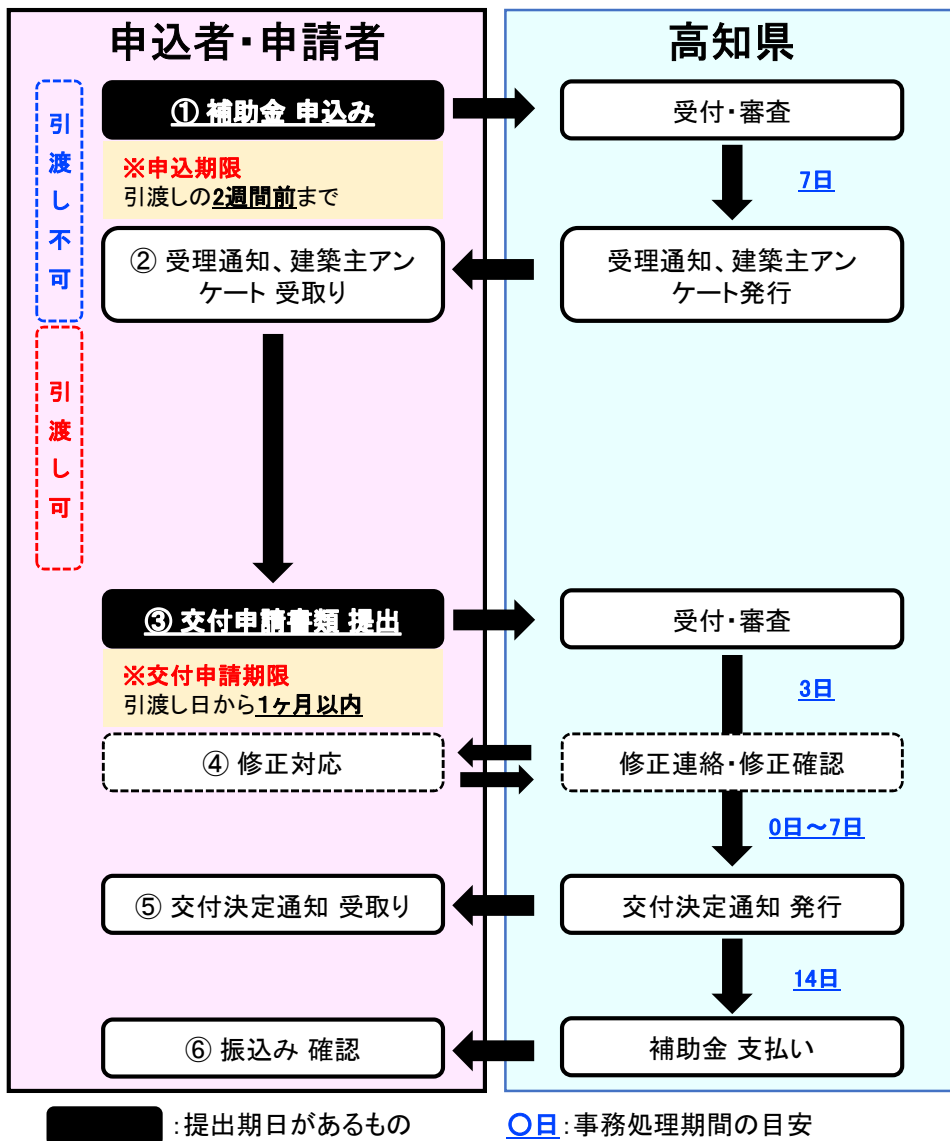


【定額補助タイプ】 申込みから支払いまでの流れ



手続きに関する注意事項

- ・定額補助タイプは、建設技術公社への**事前審査が不要**です。
- ・建築士事務所又は行政書士に申請業務の代理を委任する場合は、「①補助金申込み」よりも前に**委任状を準備**してください。
- ・**引渡し後の申込みはできません**ので、引渡し日より前に、「①補助金申込み」を行ってください。
- ・交付申請書に記載する新築・増築の引渡し日とは、住宅瑕疵担責任保険等の**保険期間の開始日**を示します。交付申請期限は引渡し日から原則1ヶ月以内ですが、引渡し日が2/16~2/28の場合 **3/15が交付申請期限**になります。

必要書類一覧兼チェックリスト（定額補助タイプ [県内全域]）

補助金申込み（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業実施申込書（第1号様式）注）電子申請による提出も可	<input type="checkbox"/>

補助金交付申請（提出先：高知県木材産業振興課）		チェック
1	こうちの木の住まいづくり助成事業申請書（第4号様式）	<input type="checkbox"/>
2	委任状（代理申請の場合のみ）注）申請者の署名、代理者の記名押印が必要	<input type="checkbox"/>
3	建築士事務所登録申請書副本の写し又は行政書士票の写し（申請年度の初回のみ） 注）各連合会が運営するシステムにより登録状況を確認することができる場合は不要	<input type="checkbox"/>
4	木材使用明細書兼合法木材証明書 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
5	合法木材供給事業者名簿 注）基本部位、その他の部位、内装化粧仕上材で納品事業者ごとに作成すること	<input type="checkbox"/>
6	納材事業者の合法木材供給事業者認定書の写し 注）合法木材ナビにより認定状況が確認できる場合は不要	<input type="checkbox"/>
7	併用する国の補助事業の概要が分かる交付決定通知書等の写し 注）併用する事業の例 → (国)子育てグリーン住宅支援事業等	<input type="checkbox"/>
8	含水率検査の実施写真（1部位のみ）注）検査の全景写真及び含水率計の数値が分かる写真を添付すること、その他の含水率検査の写真は副本で管理すること	<input type="checkbox"/>
9	検査済証の写し又は建築工事届済証明書の写し 注）建築確認申請後に計画変更を行っている場合、当初の確認済証も添付すること	<input type="checkbox"/>
10	住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し、供託に関する事項の証明書の写し又は理由書	<input type="checkbox"/>
11	棟上げ時の状況写真及び完成写真（全景） 注）参考資料 写真の撮り方を及び必要写真参照し、外観2枚以上（2方向）添付すること	<input type="checkbox"/>
12	申請者名義の通帳等の写し 注）名義人のフリガナ、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できること	<input type="checkbox"/>
13	納付期限の到来した県税の納税証明書（申請日の概ね1ヶ月以内に発行されたもの） 注）県外在住等で県税の納税義務がない場合、申立書を提出すること	<input type="checkbox"/>
14	設計図（付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図）	<input type="checkbox"/>
15	建築主アンケート 注）受理通知書交付時に送付したものを添付すること	<input type="checkbox"/>

: 提出必須書類

: 申請内容によって必要な書類

書類に関する注意事項

- ・書類は原則A4サイズとし、記載例を参考に作成してください。
- ・書類の提出は原本1部とし、副本は申請者で保管してください。（原本は封入止め、穴あけ、紐綴じ厳禁）
- ・提出書類の不備、不足があった場合は補助金がお支払いできなくなります。また、書類審査のなかで、上記以外の書類の提出を求める場合があります。